十五　償還期限　（別表のとおり）
十六　償還金額　額面金額百円につき百円
十七　入札の基準とする各発行対象国債の利回り　銘柄毎の基準利回は、平成二十七年十二月三日付で日本証券業協会が発表した公社債店頭売買参考統計値表に掲載された平均値の単利利回り（平成二十七年十二月三日午前九時以前に訂正された場合には、訂正後の当該単利利回り）とする。
十八　元利金支払場所　日本銀行
十九　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者
二十　払込期日　平成二十七年十二月七日

（別表）

名称及び記号	利率（年）	償還期限	発行額（額面金額）
利付国庫債券（二十年）（第百三十回）	一・八％	平成四十三年九月二十日	五十億円
利付国庫債券（二十年）（第百三十四回）	一・八％	平成四十四年三月二十日	二十九億円
利付国庫債券（三十年）（第六回）	二・四％	平成四十三年十一月二十日	百六十二億円
利付国庫債券（三十年）（第二十四回）	二・五％	平成四十八年九月二十日	六十億円
利付国庫債券（三十年）（第二十五回）	二・三％	平成四十八年十二月二十日	二十五億円
利付国庫債券（三十年）（第二十七回）	二・五％	平成四十九年九月二十日	三十億円
利付国庫債券（三十年）（第二十八回）	二・五％	平成五十年三月二十日	四十億円
利付国庫債券（三十年）（第二十九回）	二・四％	平成五十年九月二十日	二百三十六億円
利付国庫債券（三十年）（第三十回）	二・三％	平成五十一年三月二十日	二百五億円
利付国庫債券（三十年）（第三十一回）	二・二％	平成五十一年九月二十日	三百三十七億円
利付国庫債券（三十年）（第三十二回）	二・三％	平成五十二年三月二十日	三百九億円
利付国庫債券（三十年）（第三十三回）	二・〇％	平成五十二年九月二十日	四十六億円
利付国庫債券（三十年）（第三十六回）	二・〇％	平成五十四年三月二十日	七百三十四億円
利付国庫債券（三十年）（第三十七回）	一・九％	平成五十四年九月二十日	三十六億円
利付国庫債券（三十年）（第三十八回）	一・八％	平成五十五年三月二十日	三百五億円
利付国庫債券（三十年）（第四十回）	一・八％	平成五十五年九月二十日	百九十億円
利付国庫債券（四十年）（第五回）	二・〇％	平成六十四年三月二十日	百三十五億円
利付国庫債券（四十年）（第六回）	一・九％	平成六十五年三月二十日	二十三億円
利付国庫債券（四十年）（第七回）	一・七％	平成六十六年三月二十日	四十二億円

○財務省告示第八号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十七年十二月十四日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十八年一月七日　財務大臣　麻生　太郎

一　名称及び記号　利付国庫債券（十年）（第三百十三回、第三百十四回、第三百十五回、第三百十六回、第三百十九回、第三百二十二回、第三百三十二回及び第三百三十六回）、利付国庫債券（二十年）（第四十八回、第四十九回、第五十二回、第五十五回、第五十七回、第五十八回、第六十五回、第六十六回、第七十一回、第七十二回、第八十八回、第八十九回、第九十三回、第九十四回、第九十七回、第九十九回、第百回、第百二回、第百九回、第百十回、第百十一回、第百十七回、第百二十回、第百二十二回及び第百二十五回）及び利付国庫債券（三十年）第二回

二　発行の根拠法律及びその条項　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行

五　募入決定の方法　各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。

六　発行額　額面金額で四千九百八十億円
内訳（別表のとおり）

七　払込金額　五千四百八十七億七千四百八万六千円

八　最低額面金額　五万円

九　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

十　発行日　平成二十七年十二月十四日

十一　発行価格　発行対象国債ごとに、額面金額百円につき、次の算式により算出した金額

$$\frac{100+\text{表面利率}\times\text{残存年数}}{1+\left(\frac{\text{第十七号に規定する利回り}+\text{募入利回り格差}}{100}\right)\times\text{残存年数}}$$